

平成 21 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 日本トイザラス株式会社
 代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO)
 モニカ・メルツ
 (JASDAQ・コード 7645)
 問合せ先 代表取締役副社長兼最高財務責任者 (CFO)
 石橋 善一郎
 電話 044-549-9072

ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2 ・エルエルシーによる
 当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 24 日開催の取締役会において、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2 ・エルエルシー (TRU JAPAN HOLDINGS 2, LLC、以下「公開買付者」といいます。) による当社の発行に係る株券等を対象とする公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) について、普通株式については下記のとおり賛同するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いましたので、お知らせいたします。また、当社は、本新株予約権 (本新株予約権並びにこれを構成する新株予約権①及び新株予約権②の定義は、添付された公開買付者の平成 21 年 9 月 24 日付「日本トイザラス株式会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け開始に関するお知らせ」に記載のとおりです。) については、上記取締役会において、本新株予約権にかかる公開買付け価格の妥当性については意見を表明しない旨の決議を行っております。

なお、本決議は、下記 2. (3) (4) で記載するとおり、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより当社を非公開化することを意図していること、及び当社株式が上場廃止となる可能性があることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2 ・エルエルシー (TRU JAPAN HOLDINGS 2, LLC)	
(2) 本 店 所 在 地	アメリカ合衆国、19808、デラウェア州、ウィルミントン、センターヴィル・ロード 2711、スイート 400 (2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, Delaware 19808 U.S.A.)	
(3) 代表者の役職・氏名	プレジデント F. クレイ クリージー ジュニア	
(4) 事 業 内 容	公開買付者は、当社の普通株式及び新株予約権を取得し、保有することその他の投資を行うことを主たる事業内容としております。	
(5) 資 本 金 の 額	8,528,277 米ドル	
(6) 設 立 年 月 日	平成 20 年 3 月 12 日	
(7) 大株主及び持株比率	トイザラス・インク	100%

(8) 買付者と対象者の関係等	資本関係	公開買付者の完全親会社であるトイザラス・インクは、公開買付者を通じて、当社株式 4,943,036 株（平成 21 年 7 月 31 日現在の当社発行済株式総数に対する所有割合 14.35%）を保有し、かつ、トイザラス・インクの子会社であるティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクを通じて、当社株式 16,452,000 株（平成 21 年 7 月 31 日現在の当社発行済株式総数に対する所有割合 47.76%）を保有しております。
	人的関係	当社の取締役 2 名は、公開買付者及び公開買付者の完全親会社であるトイザラス・インクの役員を兼任しております。トイザラス・インクの完全子会社であるトイザラス・カナダ・リミテッド（Toys “R” Us (Canada) Ltd.）は、当社に対し取締役 1 名を派遣しております。また、当社の取締役 1 名は、トイザラス・インクの株主の関連者の関連会社である株式会社 KKR ジャパンの代表取締役を、当社の取締役 1 名は、トイザラス・インクの株主を関連会社として有する会社の完全子会社が大株主となっているサンテレホン株式会社の代表取締役を、それぞれ兼任しております。
	取引関係	当社は、公開買付者の関連会社であるジェフリー・インターナショナル・エル・エル・シーとの間でライセンス契約を締結しております。加えて、当社は、公開買付者の関連会社であるトイザラス・デラウェア・インク及びトイザラス・インターナショナル・エルエルシーとの間でインフォメーション・テクノロジー・アンド・アドミニストレイティブ・サポート・サービス契約を締結しております。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク株式及び公開買付者株式の保有を介して当社の間接親会社たる地位に立つトイザラス・インクの完全子会社であり、当社と親会社を共通にする関連当事者であります。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成21年9月24日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、以下の(2)に記載の理由をもって賛同するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

なお、上記の当社取締役会においては、当社の間接的な親会社であり、公開買付者の親会社でもあるトイザラス・インクの完全子会社であるトイザラス・カナダ・リミテッドから派遣されたモニカ・メルツ、公開買付者のシニア・バイス・プレジデント ゼネラル・カウンセル兼セクレタリー並びにトイザラス・インクのシニア・バイス・プレジデント ゼネラル・カウンセルのデビッド J. シュワルツ、及び公開買付者の国際部シニア・バイス・プレジデント財務担当兼CFOであり、トイザラス・インクの国際部シニア・バイス・プレジデント財務担当兼CFOであるロバート S. ザーラの3名の取締役は、利益相反回避の見地から、特別利害関係人（以下「特別利害関係取締役」といいます。）として本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておりません。また、当社のその他の取締役のうち、蓑田秀策はトイザラス・インクの株主であるトイボックス・ホールディングス・エルエルシーの関連者であるコールバーグ・クラビス・ロバーツ・アンド・コー・エル・ピーの関連会社である株式会社KKRジャパンの代表取締役としての地位を、矢原史朗はトイザラス・インクの株主を関連会社として有するベイン・キャピタル・パートナーズ・LLCの完全子会社であるベイン・キャピタル・アジア・LLCが大株主となっているサンテレホン株式会社の代表取締役としての地位を、それぞれ有しているため、利益相反回避の見地からより慎重を期すために、上記の取

締役会決議に先立ち、上記の3名の取締役のほかこれら2名をも除く取締役により取締役会を開催し、当社取締役石橋善一郎の賛成により本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行っております。さらに、当社の監査役全員（いずれも社外監査役）が、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 公開買付者が公開買付の実施を決定するに至った意思決定の過程

公開買付者は、アメリカ合衆国デラウェア州の法人であるトイザラス・インク（以下、同社の子会社であるトイザラス・カナダ・リミテッド、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク及びジェフリー・インターナショナル・エルエルシーを含み、世界33か国における子会社及び関係会社（但し、当社を除きます。）と併せて「トイザラスグループ」と総称します。）が持分の全てを所有するリミテッド・ライアビリティ・カンパニーであり、本開示日現在、公開買付者は、当社の普通株式を4,943,036株（平成21年7月31日現在の当社の発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下「株式所有割合」といいます。）にして14.35%）を所有し、同じくトイザラス・インクが持分の全てを所有するリミテッド・ライアビリティ・カンパニーであるティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクの所有株式（当社の普通株式16,452,000株（本開示日現在の株式所有割合にして47.76%））と合わせて、トイザラス・インクは当社を連結子会社としております。

トイザラスグループは、アメリカ合衆国及びプエルト・リコで、売上高において最大規模の玩具専門小売業者の一つであり、アメリカ合衆国内の全国的なベビー・子供用品専門小売業者です。平成21年5月2日現在、トイザラスグループ並びに同グループのフランチャイジー及びライセンサー（当社を含みます。）は、ベビー・子供用品の専門店であるベビーザラス店舗を含め、全世界で合計1,546の店舗（アメリカ合衆国及びプエルト・リコ内に847店舗、その他の32か国に699店舗）を運営しています。

当社の現在の組織は、日本でトイザラス事業を運営するため、平成元年にトイザラスグループによって組成されました。当社は、平成3年に日本国内第1号店を開店しました。平成21年8月10日現在、当社は、日本国内各地で127のトイザラス店舗、20のベビーザラス店舗及び20のサイドバイサイドストア（トイザラス店舗とベビーザラス店舗の併設型店舗）を運営しています。

当社は、トイザラス・インクの子会社でありトイザラスグループの知的財産管理会社であるジェフリー・インターナショナル・エルエルシーとの間で平成21年9月3日付で締結した登録商標の使用許諾に関するライセンス契約（当該ライセンス契約は、トイザラス・サービス・エルエルシー及びジェフリー・インターナショナル・エルエルシーとの間で締結された平成12年2月1日付ライセンス契約に代わる契約として新たに締結されたものです。）に基づき、日本でのトイザラス事業を運営しています。

なお、当該ライセンス契約に基づくロイヤリティは、対象者の連続4年間の平均営業利益率に基づき、段階的に変動する仕組みとなっています。即ち、ロイヤリティの額は、総売上高の1%（上記平均営業利益率が1%未満である場合）から総売上高の4%（上記平均営業利益率が12%以上である場合）まで変動します。

平成12年4月、当社は、日本証券業協会の運営する店頭売買有価証券市場（当社が現在上場している株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の運営するJASDAQ市場の前身です。）において普通株式を店頭登録し、株式公開（以下「株式公開」といいます。）を行いました。株式公開に当たり、当社は普通株式を新たに発行するとともに、当時の当社の大株主であったティーアールユー・インク（トイザラス・インクの子会社（当時））及び日本マクドナルドホールディングス株式会社（以下「マクドナルドホールディングス」といいます。当時の商号は日本マクドナルド株式会社。）の2社は当社の普通株式を売却し、株式公開後、ティーアールユー・インクは当社の発行済みの普通株式（自己株式を含む。）の47.93%、マクドナルドホールディングスは同株式の15.08%を所有しておりました。公開買付者は、平成20年5月に当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けを実施し、同年6月に当社の普通株式を4,943,036株（本開示日現在の株式所有割合にして14.35%）取得しているところ、トイザラス・インクの子会社であるティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクも当社の普

通株式 16,452,000 株（本開示日現在の株式所有割合にして 47.76%）を所有していることから、本開示日現在、当社はトイザラス・インクの連結子会社であります。

当社は、トイザラスグループの中心であるトイザラス・インクの間接子会社であり、前述のライセンス契約に基づいて日本でのトイザラス事業を運営しています。加えて、平成 21 年 9 月 3 日付でトイザラス・デラウェア・インク及びトイザラス・インターナショナル・エルエルシーとの間でインフォメーション・テクノロジー・アンド・アドミニストレイティブ・サポート・サービス契約を締結し、同社からインフォメーション・テクノロジーその他の運営管理及び業務支援サービス等の提供を受け、その対価としてのサービス料を支払っております。

近年、世界的規模で金融市場及び経済環境が大幅に悪化しています。日本における小売産業も、この世界的規模の景気悪化により、一般家庭における商品購入への支出が削減され、消費意欲及び消費性向が低下し、厳しい圧力を受けています。さらに、当社の事業は、季節変動があり、他社との競争も激しいため、これらの事業環境の悪化は、当社により大きな影響を及ぼしています。

特に、トイザラスグループが展開する玩具・子供用品の小売ビジネスにおいては、親会社からの各種リソースの供与を含む支援が極めて効果的であり、このような厳しい事業環境下では、当社はトイザラス・インクからの支援に依るべきところが大きいと考えております。そして、当社が中長期的な企業価値の向上を実現するためには、現状の事業体制を超える機動的かつ柔軟な経営体制の下、財務基盤の更なる強化、トイザラス・インク及びトイザラスグループ企業も含めた経営資源の更なる活用等により、連結経営の最適化及び効率性を追求するための施策を円滑かつ迅速に進めて行くことが必要であると考えております。

公開買付者からは、トイザラスグループとしては、前述の通り事業環境が一層厳しくなる中で、連結経営の最適化を追求し、当社の事業体制をより機動的なものとする中で効率性の改善を実現することが急務であると考えており、そのために当社を非公開化することが望ましいとの判断に至ったものであること、また、今後は当社への更なる経営資源の投入を行い、トイザラスグループの日本でのトイザラス事業の成長を実現させていきたいと考えていること等の説明を受けております。

以上のような認識に基づき、当社を取り巻く事業環境が一層厳しくなっており、かつ、この経営環境が当面継続することが見込まれる中で、当社が中長期的な視点に立った企業価値の向上を実現していくためには、トイザラス・インクをはじめとするトイザラスグループの支援の下で機動的かつ柔軟な経営戦略を実行できる体制を構築することが必要であり、逆に当社が上場を維持する場合には、業績の安定性への配慮から抜本的な改革や機動的な施策を打ち出すことが困難となり、かえって株主全体の期待に背くこととなる可能性があるかと判断いたしました。

当社は、公開買付者との間でトイザラスグループ及び当社の今後の経営方針について慎重に協議、交渉及び検討を重ねた結果、以上のように当社を非公開化すべきとの認識を共有するに至っておりますが、後記（5）（6）で述べるとおり、公開買付価格の公正性が担保されていることにも鑑みて、本公開買付けにつき賛同するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

② 算定の基礎及び経緯

当社取締役会は、当社がトイザラス・インクの連結子会社に該当するため、利益相反を回避し、買付価格の公正性を担保するとの観点から、公開買付者とは別個にトイザラスグループ及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ当社の関連当事者にも該当しないみずほマネジメントアドバイザー株式会社（以下「MHMA」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 9 月 23 日付で公開買付価格に関する意見書を取得し（なお、当社は MHMA から本公開買付価格（以下で定義されます。）の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していません。）、これを参考に買付価格の妥当性を検証いたしました。

第三者算定機関である MHMA は、当社の株式価値を算定するに際して、当社が提出した事業計画等に

基づき、市場株価法、EBITDA 倍率法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて分析を行いました。MHMA が各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価法では、平成 21 年 9 月 18 日を基準日として、当社株式のジャスダック証券取引所における基準日の終値並びに直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値平均値を分析した上で、当社の 1 株当たりの株式価値を 372 円から 428 円、EBITDA 倍率法では、上場類似企業の EBITDA 倍率を分析した上で、当社の 1 株当たりの株式価値を 167 円から 653 円、DCF 法では、当社が提出した事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、当社の 1 株当たりの株式価値を 516 円から 596 円とそれぞれ分析しております。

当社は、買付価格の評価及び本公開買付けに対する賛同の判断に当たりましては、これを参考に、当社のリーガル・アドバイザーである野村綜合法律事務所から当社の意思決定の公正性の担保等について必要な法的助言を得た上で、本公開買付けの諸条件を慎重に検討いたしました。

上記の審議・検討により、当社取締役会は、本公開買付けにおける当社の普通株式 1 株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）について、MHMA から取得した上記の公開買付価格に関する意見書を参考の上、慎重に検討した結果、本公開買付価格は、市場株価法により分析された当社の 1 株当たりの株式価値の上限を大幅に超過していることや、EBITDA 倍率法及び DCF 法により算定された当社の 1 株当たりの株式価値のレンジの範囲内に位置する価格であることから適正な水準にあるものと判断いたしました。また、本公開買付けが、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付価格その他の諸条件は妥当であり、当社株主に対して合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、後記（6）のとおり、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。また、当社は、本新株予約権については、当社の取締役又は使用人等に対するストックオプションとして発行されたものであり、第三者算定機関である MHMA に対して価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見書を依頼していないことから、上記取締役会において、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性については意見を表明しない旨の決議を行っております。なお、当社は、本新株予約権がストックオプションとして付与されたものであり、各付与対象者との間の新株予約権割当契約等において譲渡を禁止している趣旨に鑑み、本新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することは予定しておりません。

③ 算定機関との関係

MHMA は、トイザラスグループ及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ当社の関連当事者にも該当しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本開示日現在、ジャスダック証券取引所に上場しております。公開買付者は、当社の株券等（当社が保有する自己株式並びに公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクが既に保有する当社の普通株式を除きます。）の全てを取得することにより、トイザラス・インクが当社の普通株式を 100% 間接取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの結果次第では、ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、本公開買付けの成立をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、公開買付者が、後記（4）に記載のとおり、公開買付者等と別途協議の上、適用ある法令に従い、当社を非公開化するための一連の手続（以下、「非公開化手続」といいます。）を実行する措置を取ることとなった場合には、上場廃止基準に該当し当社の普通株式は所定の手続を経て上場廃止になります。

なお、当社株式が上場廃止となった場合は、当社の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。また、非公開化手続が実施される場合、当社の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種

類の当社株式の上場申請は行われたい予定でず。

なお、公開買付者は当社の非公開化を意図していますが、本公開買付け後、当社株式が上場廃止基準に該当しない場合においては、本公開買付け後の公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクの株式所有割合、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク以外の当社株主による当社株式の保有状況、関連法令についての当局の解釈等の状況、当社を取り巻く環境の変化、公開買付者及び当社の業績等の変動や株式市場の影響等に鑑み、非公開化手続を行うことが法律上又は事実上困難な場合には、当社株式の上場を維持する可能性があります。

(4) 本公開買付け後の非公開化手続に係る方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、前述のとおり、当社を非公開化する方針であり、本公開買付けにより当社の普通株式（当社が保有する自己株式並びに公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクが既に保有する当社の普通株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、非公開化手続を実施することを意図しております（但し、本公開買付け後、当社株式が上場廃止基準に該当しない場合においては、本公開買付け後の公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクの株式所有割合、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク以外の当社株主による当社株式の保有状況、関連法令についての当局の解釈等の状況、当社を取り巻く環境の変化、公開買付者及び当社の業績等の変動や株式市場の影響等に鑑み、非公開化手続を行うことが法律上又は事実上困難な場合には、当社株式の上場を維持する可能性があります。）。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること、並びに上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する可能性があります（但し、当該臨時株主総会及び種類株主総会の開催時期は現時点では未定です。）。当該株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①ないし③を同一の株主総会に付議することについても当社に要請する可能性があります。なお、当社は本公開買付けの終了後、かかる要請に応じて上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することを検討しております。また、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する可能性があります。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却等の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営若しくはこれらの見込み等、又は非公開化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本開示日現在未定であります。非公開化手続の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクを除きます。）に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全

部取得が上記の臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、本公開買付けは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクの株式所有割合、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク以外の当社株主の当社株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があり、また実施までに時間を要する可能性があります。

但し、その場合でも、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により非公開化をすることを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営若しくはこれらの見込み等、又は非公開化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が、本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者等と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

当社の本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの当社の本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、当社に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、当社はかかる要請に応じて、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合がありますが、現時点でその方法は決定していません。

以上に述べた非公開化手続の実施の詳細（上記①ないし③の議案の詳細を含みます。）及び時期については、現時点で未定であり、公開買付者等と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

本公開買付けへの応募、その後に実施される可能性のある非公開化手続の実行によって交付される対価の受領、又は非公開化手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願いいたします。

なお、非公開化手続を実施した場合には、公開買付者は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づいて、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクを存続会社、公開買付者を消滅会社とする吸収合併をする予定ですが、その詳細及び時期については現時点では未定であり、また、事業環境の変化等の影響によっては、これを実施しない可能性があるとの説明を受けております。また、現時点において公開買付者は、本公開買付け後、対象者の役員構成を変更することは予定していないとの説明を受けております。

(5) 公正性を担保するための措置

① 公開買付者における買付価格決定のプロセス

公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性を排除するため、**Houlihan Lokey Howard & Zukin Financial Advisors, Inc.**（以下「フーリハン・ローキー」といいます。）に対して財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、長島・大野・常松法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、トイザラスグループ及び当社から独立した第三者算定機関であるフーリハン・ローキーに対し、当社の株式価値の算定を依頼し、同社より株式価値算定書を取得しました（なお、公開買付者はフーリハン・ローキーから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していません。）。

同社は、市場株価法、類似会社比準法及び DCF 法の各手法を用いて当社の株式価値の分析を行いました。株式価値算定書における各手法における当社株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価法では、平成 21 年 9 月 18 日を基準日として、当社のジャスダック証券取引所における株価終値及

び出来高加重平均株価の1日平均、1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均を基に、1株当たりの株式価値の範囲を372円から428円までと算定しております。類似会社比準法では、当社と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価並びに収益及びキャッシュフローを示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を368円から563円までと算定しております。また、DCF法では、当社が提供した当社の将来キャッシュフロー予測及び事業計画等を前提とし、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率の範囲で現在価値に割り引いて、当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を572円から729円までと算定しております。

これらの算定結果を基に、公開買付者は、各評価方法により得られた算定結果の比較検討を行い、本公開買付価格の検討を進めました。また、公開買付者は、当社と本公開買付価格に関する協議を行い、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、平成21年9月24日、本公開買付価格を最終的に1株当たり587円と決定いたしました。

なお、1株当たり587円という公開買付価格は、本公開買付けを公表した日の前営業日である平成21年9月18日までのジャスダック証券取引所における当社の普通株式の終値の過去6ヶ月間における単純平均428円（小数点以下四捨五入。以下同じ。）に対して37.30%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。）のプレミアムを、同3ヶ月間の単純平均416円に対して41.14%のプレミアムを、同1ヶ月間の単純平均408円に対して43.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、平成21年9月18日のジャスダック証券取引所における終値372円に対して57.80%のプレミアムを加えた金額です。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、当社の取締役又は使用人等に対するストックオプションとして発行されたものであり、その発行要項において、新株予約権①の新株予約権者は権利行使時において当社の取締役、監査役又は使用人の地位にあること（但し、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由であると認めた場合（死亡の場合は除きます。）はこの限りではありません。）、新株予約権②の新株予約権者は権利行使時において当社の取締役、監査役又は使用人等の地位にあることを要する等の行使条件が付されており、また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、当社の取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び規定により、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行行使できないと解されることから、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

② 独立した第三者算定機関からの価値算定書の取得

当社取締役会は、当社がトイザラス・インクの連結子会社に該当するため、利益相反を回避し、買付価格の公正性を担保するとの観点から、公開買付者とは別個にトイザラスグループ及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ当社の関連当事者にも該当しないMHMAに当社の株式価値の算定を依頼し、平成21年9月23日付で公開買付価格に関する意見書を取得し（なお、当社はMHMAから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）、これを参考に買付価格の妥当性を検証いたしました。

第三者算定機関であるMHMAは、当社の株式価値を算定するに際して、市場株価法、EBITDA倍率法及びDCF法の各手法を用いて分析を行いました。MHMAが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価法では、平成21年9月18日を基準日として、当社株式のジャスダック証券取引所における基準日の終値並びに直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を372円から428円、EBITDA倍率法では、上場類似企業のEBITDA倍率を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を167円から653円、DCF法では、当社が提出した事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、当社の1株当たりの株式価値を516円から596円とそれぞれ分析しております。

当社は、買付価格の評価及び本公開買付けに対する賛同の判断に当たりましては、これを参考に、当社のリーガル・アドバイザーである野村総合法律事務所から当社の意思決定の公正性の担保等について必要な法的助言を得た上で、本公開買付けの諸条件を慎重に検討いたしました。

上記の審議・検討により、当社取締役会は、本公開買付価格について、MHMAから取得した上記の公

公開買付けに関する意見書を参考の上、慎重に検討した結果、本公開買付け価格は、市場株価法により分析された当社の1株当たりの株式価値の上限を大幅に超過していることや、EBITDA倍率法及びDCF法により算定された当社の1株当たりの株式価値のレンジの範囲内に位置する価格であることから適正な水準にあるものと判断いたしました。また、本公開買付けが、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けその他の諸条件は妥当であり、当社株主に対して合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、後記(6)のとおり、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。また、当社は、本新株予約権については、当社の取締役又は使用人等に対するストックオプションとして発行されたものであり、第三者算定機関であるMHMAに対して価値の算定又は買付け価格の妥当性に関する意見書を依頼していないことから、上記取締役会において、本新株予約権にかかる公開買付け価格の妥当性については意見を表明しない旨の決議を行っております。なお、当社は、本新株予約権がストックオプションとして付与されたものであり、各付与対象者との間の新株予約権割当契約等において譲渡を禁止している趣旨に鑑み、本新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することは予定しておりません。

(6) 利益相反を回避するための措置

① 特別委員会の設置

また、当社は、平成21年9月8日付取締役会決議により、利益相反を回避し、買付け価格の公正性を担保する見地から、以下の措置を採っております。すなわち、当社の取締役会を構成する取締役のうち多数が特別利害関係人であるという事情に鑑みて、当社のリーガル・アドバイザーである野村総合法律事務所から意思決定方法等について助言を受け、平成21年9月8日付取締役会決議により、本公開買付け及び非公開化に係る手続の公正さ及び客観性を高めるべく、公開買付けから客観的・実質的に独立しており、かつ特別利害関係人ではない当社の社外監査役3名（三好英明氏、阿部弓樹氏及び長谷川隆氏）並びに公開買付け及び当社から客観的かつ実質的に独立した社外有識者である廣渡嘉秀氏（公認会計士、株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング代表取締役）の4名で構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）の設立を決議し、本公開買付け及び非公開化の是非等を諮問する決議を行いました。

特別委員会は、複数回にわたって開催され、当社取締役会より提出を受けた本公開買付け及び非公開化に関連する資料を精査するとともに、当社取締役らから非公開化によって実現することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等に関する説明を受け、MHMAの担当者に対する質疑応答を行いました。

特別委員会は、上記のとおり、非公開化の是非及び本公開買付け価格をはじめとする諸条件について慎重に審議・検討した結果、平成21年9月23日に、当社取締役会に対し、本公開買付け及び非公開化は、中長期的な当社の企業価値向上に資するものであり、かつ公正な手続を通じた株主利益への配慮がなされており、本公開買付け並びに非公開化の実行及びその条件は相当と認められるとして、本公開買付けに対して賛同意見を表明することが相当である旨の答申を行うことを全会一致で決議いたしました。

② 当社取締役会に参加した取締役及び監査役全員の承認ないし賛成

本公開買付けに関する平成21年9月24日の当社取締役会決議には、本公開買付けにつき特別利害関係を有する取締役を除く当社取締役及び監査役の全員が参加し、第三者算定機関であるMHMAより提出を受けた公開買付け価格に関する意見書における算定結果を参考に、特別委員会の答申を最大限尊重しつつ審議を行った結果、決議に参加した当社取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。また、いずれの監査役も、本取引を実行すること及び当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

なお、上記の当社取締役会においては、当社の間接的な親会社であり、公開買付け者の親会社でもある トイザラス・インクの完全子会社であるトイザラス・カナダ・リミテッドから派遣されたモニカ・メルツ、公開買付け者のシニア・バイス・プレジデント ゼネラル・カウンセラー兼セクレタリー及びトイザラス・インクのシニア・バイス・プレジデント ゼネラル・カウンセラーのデビッド J. シュワルツ、並びに公開買付け者の国際部シニア・バイス・プレジデント 財務担当兼 CFO であり、トイザラス・インクの国際部

シニア・バイス・プレジデント 財務担当兼 CFO であるロバート S. ザーラの3名の取締役は、利益相反回避の見地から、特別利害関係取締役として本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておりません。また、当社のその他の取締役のうち、蓑田秀策はトイザラス・インクの株主であるトイボックス・ホールディングス・エルエルシーの関連者であるコールバーグ・クラビス・ロバーツ・アンド・コー・エル・ピーの関連会社である株式会社 KKR ジャパンの代表取締役としての地位を、矢原史朗はトイザラス・インクの株主を関連会社として有するベイン・キャピタル・パートナーズ・LLC の完全子会社であるベイン・キャピタル・アジア・LLC が大株主となっているサンテレホン株式会社の代表取締役としての地位をそれぞれ有しているため、利益相反回避の見地からより慎重を期すために、上記の取締役会決議に先立ち、上記の3名の取締役のほかこれら2名をも除く取締役により取締役会を開催し、当社取締役石橋善一郎の賛成により本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行っております。

(7) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、当社を非公開化することは、前述したとおり、トイザラス・インクをはじめとするトイザラスグループの支援の下で機動的かつ柔軟な経営戦略の実現を可能とするものであり、当社の中長期的な企業価値の更なる向上を実現する最善の方法であると考えておりますので、当社は、公開買付者が当社の発行済全株式（当社が保有する自己株式並びに公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクが既に保有する当社の普通株式を除きます。）を取得することを目的として行う本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けの近時の市場価値よりも有利な価格にてその保有する株式を売却する機会を提供するものです。なお、本公開買付け価格 587 円は、本公開買付けを公表した日の前営業日である平成 21 年 9 月 18 日までのジャスダック証券取引所における当社の普通株式の終値の過去 6 ヶ月間における単純平均 428 円（小数点以下四捨五入。以下同じ。）に対して 37.30%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。）のプレミアムを、同 3 ヶ月間の単純平均 416 円に対して 41.14%のプレミアムを、同 1 ヶ月間の単純平均 408 円に対して 43.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、平成 21 年 9 月 18 日の当社株式の終値 372 円に対して 57.80%のプレミアムを加えた金額です。

上記 (3) で述べたとおり、本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付け成立後に、上記 (4)（本公開買付け後の非公開化手続きに係る方針（いわゆる二段階買収に関する事項））に記載する手続きに従って、非公開化手続きを実行する措置を取ることとなった場合には、上場廃止基準に該当し、当社の普通株式は所定の手続きを経て上場廃止になります。なお、公開買付者は当社の非公開化を意図していますが、本公開買付け後、当社株式が上場廃止基準に該当しない場合においては、本公開買付け後の公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクの株式所有割合、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク以外の当社株主による当社株式の保有状況、関連法令についての当局の解釈等の状況、当社を取り巻く環境の変化、公開買付者及び当社の業績等の変動や株式市場の影響等に鑑み、非公開化手続きを行うことが法律上又は事実上困難な場合には、当社株式の上場を維持する可能性があります。

なお、当社の普通株式が上場廃止となった場合は、当社の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなります。

公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記 (4)（本公開買付け後の非公開化手続きに係る方針（いわゆる二段階買収に関する事項））に記載の方法により、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクを除く当社株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクが保有する当社の普通株式を除きます。）を取得する手続きを行うことを企図しております。

(8) 今後の見通し

本公開買付けによる、当社業務等への重要な影響はありません。

3. 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクから、その所有する当社の普通株式の全部（16,452,000株）について、本公開買付けに応募しない旨の同意書を、2009年9月24日付で取得しております。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 親会社等との取引等に関する事項

本取引は、親会社等との取引等に該当します。

以上

(参考) 買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料（「日本トイザラス株式会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け開始に関するお知らせ」）をご参照下さい。

平成 21 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名：ティーアールユー・ジャパン・ホール
ディングス 2・エルエルシー
代表者名：シニア・バイス・プレジデント
デビッド J. シュワルツ

日本トイザラス株式会社の普通株式及び新株予約権に対する 公開買付け開始に関するお知らせ

ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2・エルエルシー（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日、下記のとおり日本トイザラス株式会社（コード番号：7645 ジャスダック、以下、「対象者」といいます。）の普通株式及び本新株予約権（以下で定義されます。）を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、アメリカ合衆国デラウェア州の法人であるトイザラス・インクが持分の全てを所有するリミテッド・ライアビリティー・カンパニーであり、平成 20 年 5 月に実施された公開買付けにおいて対象者の普通株式及び新株予約権を取得するために、デラウェア州法に基づいて組成されました。

本公開買付けの買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）は、平成 21 年 9 月 25 日（金曜日）から平成 21 年 11 月 10 日（火曜日）まで（31 営業日）を予定しています。公開買付価格は下記のとおりです。

記

普通株式 1 株につき 金 587 円（以下、「本公開買付価格」といいます。）

新株予約権

① 平成 17 年 4 月 27 日開催の対象者の定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下、「新株予約権①」といいます。）

1 個につき、金 1 円

② 平成 20 年 4 月 24 日及び平成 20 年 5 月 12 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下、「新株予約権②」といい、新株予約権①及び新株予約権②を「本新株予約権」と総称します。）

1 個につき、金 1 円

本公開買付けにおいては、買付け予定の株券等の数（以下、「買付予定数」といいます。）の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。また、トイザラス・インクの子会社であるティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクからは、その所有する対象者の普通株式の全部（16,452,000 株）について、本公開買付けに応募しない旨の同意書を、2009 年 9 月 24 日付で取得しています。

本公開買付けの目的は、トイザラス・インク（以下、同社の子会社であるトイザラス・カナダ・リミテッ

ト、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク及びジェフリー・インターナショナル・エルエルシーを含み、世界 33 か国における子会社及び関係会社（但し、対象者を除きます。）と併せて「トイザラスグループ」と総称します。）が対象者の普通株式を 100%間接取得すること（以下、「非公開化」といいます。）であります。平成 21 年 9 月 24 日現在、公開買付者は、対象者の普通株式を 4,943,036 株（平成 21 年 7 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）にして 14.35%）を所有し、同じくトイザラス・インクが持分の全てを所有するリミテッド・ライアビリティー・カンパニーであるティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクの所有株式（対象者の普通株式 16,452,000 株（平成 21 年 9 月 24 日現在の株式所有割合にして 47.76%））と合わせて、トイザラス・インクは対象者を連結子会社としております。

トイザラスグループとしては、トイザラスグループを取り巻く事業環境が一層厳しくなる中で、連結経営の最適化を追求し、対象者の事業体制をより機動的なものとする中で効率性の改善を実現することが急務であると考えており、そのために対象者を非公開化することが望ましいとの判断に至りました。今後は、対象者への更なる経営資源の投入を行い、トイザラスグループの日本でのトイザラス事業の成長を実現させてまいりたいと考えております。

トイザラスグループは、対象者を非公開化することにより、現状の事業体制を超える機動的な経営体制を実現し、連結経営の最適化及び効率性を実現することで、トイザラスグループのより一層の収益基盤強化と企業価値の向上が可能となるものと考えております。

本公開買付価格を決定するに当たって、公開買付者は、トイザラスグループ及び対象者から独立した第三者算定機関である Houlihan Lokey Howard & Zukin Financial Advisors, Inc.（以下、「フーリハン・ローキー」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、同社より株式価値算定書を取得していません（なお、公開買付者はフーリハン・ローキーから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。

同社は、市場株価法、類似会社比準法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました（なお、公開買付者の依頼を受けて対象者の株式価値評価の分析を行ったフーリハン・ローキーから、株式価値評価の分析に関する前提条件・免責事項等に関して補足説明を受けております。その詳細は、後記（注）の記載をご参照下さい。）。これらの算定結果を基に、公開買付者は、各評価方法により得られた算定結果の比較検討を行い、本公開買付価格の検討を進めました。また、公開買付者は、対象者と本公開買付価格に関する協議を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、平成 21 年 9 月 24 日、本公開買付価格を最終的に 1 株当たり 587 円と決定しました。

なお、1 株当たり 587 円という本公開買付価格は、本公開買付けを公表した日の前営業日である平成 21 年 9 月 18 日までの株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。）における対象者の普通株式の終値の過去 6 ヶ月間における単純平均 428 円（小数点以下四捨五入。）に対して 37.30%（小数点以下第三位四捨五入。）のプレミアムを、同 3 ヶ月間の単純平均 416 円（小数点以下四捨五入。）に対して 41.14%（小数点以下第三位四捨五入。）のプレミアムを、同 1 ヶ月間の単純平均 408 円（小数点以下四捨五入。）に対して 43.90%（小数点以下第三位四捨五入。）のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、平成 21 年 9 月 18 日のジャスダック証券取引所における終値 372 円に対して 57.80%（小数点以下第三位四捨五入。）のプレミアムを加えた金額です。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役又は使用人等に対するストックオプションとして発行されたものであり、その発行要項において、新株予約権①の新株予約権者は権利行使時において対象者の取締役、監査役又は使用人の地位にあること（但し、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由であると認めた場合（死亡の場合は除きます。）はこの限りではありません。）、新株

予約権②の新株予約権者は権利行使時において対象者の取締役、監査役又は使用人等の地位にあることを要する等の行使条件が付されており、また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者の取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び規定により、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

この他、公開買付者は、法に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を31営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切に判断する機会を確保しております。

公開買付者は、前述のとおり、対象者を非公開化する方針であり、本公開買付けにより対象普通株式の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、公開買付者により対象者の発行済株式（対象者が保有する自己株式及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクが保有する対象者の普通株式を除きます。）の全てを取得し、対象者を非公開化するための一連の手続（以下、「非公開化手続」といいます。）を実施することを意図しております（但し、本公開買付け後、対象者株式が上場廃止基準に該当しない場合においては、本公開買付け後の公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクの株式所有割合、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク以外の対象者株主による対象者株式の保有状況、関連法令についての当局の解釈等の状況、対象者を取り巻く環境の変化、公開買付者及び対象者の業績等の変動や株式市場の影響等に鑑み、非公開化手続を行うことが法律上又は事実上困難となる場合には、対象者株式の上場を維持する可能性があります。）。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること、並びに上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する可能性があります（但し、当該臨時株主総会及び種類株主総会の開催時期は現時点では未定です。）。なお、当該株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①ないし③を同一の株主総会に付議することについても対象者に要請する可能性があります。また、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する可能性があります。

上記方法については、本公開買付け後の公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクの株式所有割合、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク以外の対象者株主の対象者株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります、また実施までに時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により非公開化をすることを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営若しくはこれらの見込み等、又は非公開化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が、本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

対象者の本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの対象者の本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う

ことを要請し、対象者はかかる要請に応じて、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合がありますが、現時点でその方法は決定しておりません。

以上に述べた非公開化手続の実施の詳細（上記①ないし③の議案の詳細を含みます。）及び時期については、現時点で未定であり、対象者等と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、非公開化手続を実施した場合には、公開買付者は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づいて、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクを存続会社、公開買付者を消滅会社とする吸収合併をする予定ですが、その詳細及び時期については現時点では未定であり、また、事業環境の変化等の影響によっては、これを実施しない可能性があります。また、現時点において、公開買付者は、本公開買付け後、対象者の役員構成を変更することは予定しておりません。

対象者の普通株式は、平成21年9月24日現在、ジャスダック証券取引所に上場しております。公開買付者は、対象者の株券等の全てを取得することにより、トイザラス・インクが対象者の普通株式を100%間接取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにおいては買付予定数に上限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの結果次第では、ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準（以下、「上場廃止基準」といいます。）に従い、本公開買付けの成立をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、公開買付者が、上記のとおり、対象者等と別途協議の上、適用ある法令に従い、非公開化手続を実行する措置を取ることとなった場合には、上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。また、非公開化手続が実施される場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

なお、公開買付者は対象者の非公開化を意図していますが、本公開買付け後、対象者株式が上場廃止基準に該当しない場合においては、本公開買付け後の公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インクの株式所有割合、公開買付者及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク以外の対象者株主による対象者株式の保有状況、関連法令についての当局の解釈等の状況、対象者を取り巻く環境の変化、公開買付者及び対象者の業績等の変動や株式市場の影響等に鑑み、非公開化手続を行うことが法律上又は事実上困難な場合には、対象者株式の上場を維持する可能性があります。

(注)

トイザラス・インク及び公開買付者の依頼を受けて対象者の株式価値評価の分析を行ったフリーハン・ローキーから、評価の前提条件・免責事項等に関して以下の補足説明を受けております。

フリーハン・ローキーは、本件に関してトイザラス・インク及び公開買付者の財務アドバイザーとして任用されており、対象者の株式価値算定業務の対価として手数料を受領する予定です。また、トイザラス・インク及び公開買付者は、フリーハン・ローキーの業務から生ずる一定の責任について、フリーハン・ローキーに補償することに同意しています。フリーハン・ローキー及びその関係会社等は、過去及び現在において、トイザラス・インク若しくはトイザラス・インクの関係会社等又は対象者若しくは対象者の関係会社等に対して本件とは関係しない投資銀行サービス等を提供していることがあり、かかるサービスに関して過去において手数料を受領している、又は、将来において受領することがあります。フリーハン・ローキー及びその関係会社等はその通常の業務の過程において、トイザラス・インク若しくはトイザラス・インクの関係会社等または対象者若しくは対象者の関係会社等に対して証券関連業務及びその他の金融サービスを提供することがあります。

フリーハン・ローキーがトイザラス・インク及び公開買付者の依頼に基づき作成した株式価値算定書は、公開買付者及びトイザラス・インクが本件の検討を行うに際して、買付価格を検討するための参考に資することを唯一の目的として作成されたものであり、その他のいかなる者によっても依拠されてはならず、また、

他の目的のために使用することはできません。フリーハン・ローキーは、本件の如何なる側面に関しても何らの意見を表明するものではありません。

また、フリーハン・ローキーは対象者の株主またはその他の者に対し、株式の譲渡、譲受、株主権の行使、本件への応募、その他の関連する事項に関して何らの勧誘または推奨等を行うものではありません。

フリーハン・ローキーはトイザラスグループが本件に係る公開買付届出書の添付書類としてフリーハン・ローキーの株式価値算定書を提出する場合またはトイザラスグループがフリーハン・ローキーの事前の承諾を得て本算定書を上記に記載した目的以外の目的に使用すること若しくは第三者に開示することに起因または関連して生じる事項につき一切の責任を負うものではありません。また、トイザラス・インク及び公開買付者以外の第三者は、本算定書の内容に一切依拠することは出来ず、フリーハン・ローキーは、本算定書に関し、トイザラス・インク及び公開買付者以外の第三者に対し一切の責任を負いません。

株式価値算定報告書における財務データ等は、平成21年7月31日時点の財務諸表に基づいており、同日以後、対象者の資産・負債、財政状態等に重要な変化がないものと想定しています。

また、フリーハン・ローキーは、対象者の株式価値を検討するにあたり、評価基準日現在の金融および資本市場、経済状況等を前提としております。なお、入手しうる情報の制約があるため、算定に使用した情報の中には、基準日と異なる時点の情報も一部含まれております。また、今後の経済状況の変化等により対象者の株式価値評価が影響を受ける可能性があります。フリーハン・ローキーは株式価値評価の内容を変更、修正または補足する義務を負いません。

株式価値算定書は、評価基準時現在の、金融、経済及び市場その他の状況、並びにフリーハン・ローキーが入手可能な情報に基づいて作成しております。その後の状況の変化等により株式価値算定書の内容に影響を及ぼす可能性があります。フリーハン・ローキーは、本件に関する Engagement Letter に明確に定められた場合を除き、株式価値算定書を変更、修正又は補足することを引き受けておらず、それらの義務を負いません。株式価値算定書は、本件の検討のための唯一の基礎資料を提供することを意図して作成されたものではなく、必要なすべての情報が含まれていることを意味するものではありません。株式価値算定書は、本件の遂行もしくは実行に関するトイザラス・インク及び公開買付者の経営判断、及びトイザラス・インク及び公開買付者が実施し得る他の戦略上の選択肢と比較しての本件の利点を検討するものではありません。株式価値算定書は、トイザラス・インク、公開買付者、対象者の証券の保有者、その他如何なる者に対しても、本件に関する如何なる案件において、如何なる議決権行使や行動を取るべきか、また如何なる会社の資産や証券を売買すべきかについての意見の表明や推奨をするものではありません。

株式価値算定書の基礎となる分析は、採用された財務的手法、比較法その他の分析手法に関する量的及び質的な判断や、これらの手法の対象となる具体的な事実や状況への適用を含む複雑な過程を経たものです。株式価値算定書は、当該産業の業績、経営一般、経済、規制、市場及び金融その他の状況に関する判断や想定を含むものであり、これらは本件に関わる当事者のコントロールの及ばないものです。株式価値算定書に含まれる如何なる価値の評価も、必ずしも実際の価値を示すものでも将来の結果や価値を予測するものでもなく、かかる実際の価値並びに将来の結果及び予測は、株式価値算定書に含まれる価値の評価と大きく乖離する可能性があります。また、株式価値算定書は、何らかの証券が実際に売買されることとなる価格を反映することを意味するものではありません。フリーハン・ローキーは、株式価値算定書を作成するに際して、対象者の資産、財産及び負債（偶発債務その他を含む）の現地調査、独自の鑑定又は査定を行っていません。

株式価値算定書において反映されている業績に関する予測その他の情報は、トイザラス・インク及び公開買付者により提供され、またそのような予測その他の情報や他の情報源に由来するものであり、それらは、トイザラス・インク及び公開買付者の経営陣による多数の重要な主観的判断を含んでおり、また、経営陣が確認し合理的と判断したものです。株式価値算定書に含まれる予測は達成される可能性もあり、達成されない可能性もあるものであり、また、予測と実際の結果の相違が重大なものとなる可能性があります。フリーハン・ローキーは、そのような予測が経営陣の最善の評価と判断を反映した根拠に基づき合理的に作成されたものであるとのトイザラス・インク及び公開買付者の経営陣による表明に依拠しております。フリーハン・ローキーは、そのような予測やその根拠となる前提について意見を表明していません。

フリーハン・ローキーは、独立した検証をすることなく（またそのような義務を負うことなく）、提供を受け、また検討した財務その他の情報の正確性や完全性を前提としており、そのような情報の正確性及び完全性に関して（明示的にも黙示的にも）表明し保証するものではなく、また、トイザラス・インク及び公開買付者はそのような情報を不正確又は誤解を招くものとする事実及び状況を認識していないとのトイザラ

ス・インク及び公開買付者の表明に依拠しております。また、フリーハン・ローキーは、独立した検証を行うことなく、フリーハン・ローキーに提供された直近の財務諸表の基準時点以降において、対象者の経営、資産、債務、財務状況、業績、キャッシュ・フロー及び見通しに重要な変更がないとのトイザラス・インク及び公開買付者の経営陣による表明に依拠しております。

フリーハン・ローキーの関係会社及びフリーハン・ローキーの関係会社が金銭的利害関係を有する投資ファンドは、その通常の業務の過程において、本件に関与する一つ又は複数の当事者及び各当事者の関係会社との間で、又は本件に関わる通貨又は商品に関して、ロング・ポジション又はショート・ポジションを取得し、保持し、売却することがあり、また、債務、出資、その他の証券や金融商品（借入れその他の義務を含む。）又は投資に係る取引を行うことがあります。

フリーハン・ローキーは、法律、会計、規制、保険、税務に関する専門家ではなく、対象者の株式価値算定に際して、それらに関する助言を伴うものではありません。したがって、フリーハン・ローキーは対象者の株式価値を算定するにあたり、本公開買付の適法性・有効性及び会計もしくは税務上の処理の妥当性について独自に検証及び分析を行っておらず、本公開買付が全ての法律上、会計上、税務上その他の適正な手続きを経て、本公開買付の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意または許認可が、本公開買付にもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

フリーハン・ローキーは、対象者の株式価値評価を行うに際して、トイザラス・インク、公開買付者、対象者および各社の株主への本公開買付に関する課税関係については考慮していません。

以上

・このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申し込みをされる際には、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身のご判断で申し込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

・本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、日本トイザラス株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

・このプレスリリースには、公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、将来の見通しに関わる表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での方針や事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。

・国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限又は制約が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限又は制約に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。